

【第1問】（配点：50）

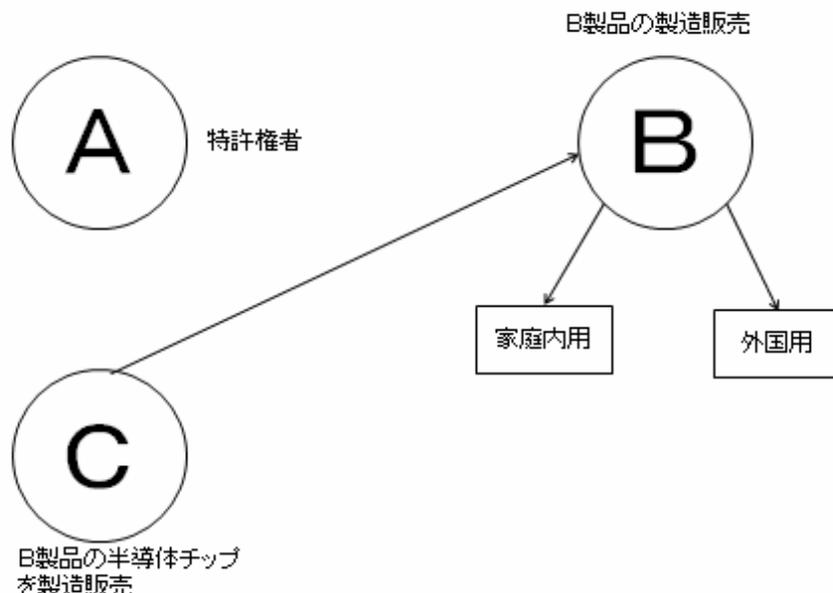
Aは、充電式でない電池（以下「使い捨て電池」という。）を充電する方法の発明（以下「本件発明」という。）について特許権を有している。本件発明によると、電圧が低下した使い捨て電池を充電して繰り返し使用することができる。

メーカーBは、新型の充電器（以下「B製品」という。）を開発した。B製品は、充電式の電池を充電する機能のほかに、電圧が低下した使い捨て電池を本件発明と同一の方法で充電する機能を有しており、ユーザーは充電したい電池の種類に応じて充電機能を選択することができるように設計されている。

以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えよ。

〔設問〕

1. Bは、日本国内市場及び外国市場を指向して、各国仕様ごとに生産工程を分けてB製品を製造し、国内仕様のB製品を国内で販売し、外国仕様のB製品を外国に輸出している。AはBに対し、本件発明の特許権に基づいてB製品の製造、販売及び輸出の各行為につき差止請求をすることができるか。なお、B製品は、家庭内での使用を予定した装置であるものとする。また、Aは、外国において特許権を有していないものとする。
2. Cは、ソフトウェアメーカーであるが、Bからの発注を受けて、B製品に搭載する部品である半導体チップ（以下「C部品」という。）を製造してBに譲渡している。C部品には、本件発明と同一の充電方法をB製品で機能させるプログラムが記録されている。そこでAはCに対し、BがC部品を搭載して製造するB製品は、Aの本件発明の特許権を侵害していると通知した。AはCに対し、どのような請求をすることができるか。
3. AはBに対し、家庭内で使用される製品に限る条件で、本件発明による充電機能を有するB製品の製造・販売行為を許諾したが、事業者向けの充電器の製造・販売行為は許諾しなかった。そこで、Bは、B製品に「家庭内使用に限る」と明記して販売した。ところが、日本国内の事業者Dは、市場において購入したB製品を自らの事業目的で使用し、電圧が低下した使い捨て電池を充電している。AはDに対し、本件発明の特許権に基づいてB製品の使用行為につき差止請求をすることができるか。（法務省HPから引用 <http://www.moj.go.jp/content/000098338.pdf>）



1 第1 設問1

2 1 国内仕様のB製品の製造，販売の差止請求の可否

3 本件発明は方法の発明であり，本件発明の特許権は方法の使用にしか及ばな  
4 いため(2条3項2号)，Bの行為は，本件特許権を直接侵害することはない。

5 そこで，以下，間接侵害(101条4号及び同5号)の成否を検討する。

6 (1) 直接侵害の要否 - 独立説，従属説，個別説

7 B製品は，家庭内での使用を予定しており，B製品を使用するユーザーの行  
8 為は，「業として」行われるものではなく，特許権侵害とならない(68条)。

9 このような場合に101条各号の間接侵害規定の適用があるかは，直接侵害  
10 の存在を不要とする独立説，必要とする従属説の対立があるが，いずれか一方  
11 の見解を理論的に徹底すると不都合が生じるため，直接侵害とならない旨定め  
12 る各規定の趣旨を解釈して個別に結論を検討すべきである(個別説)。

13 ところで，68条本文が「業として」の行為に限定して特許権の効力を及ぼ  
14 したのは，家庭内での実施行為については権利者に与える影響が微々たるもの  
15 であり，特許権の効力を及ぼすと私人の行為を過度に制約するからである。

16 他方，製品を業として製造販売する行為は，家庭内使用のためのものである  
17 とはいえ，特許権者に不利益を与える影響が大きく，かかる趣旨が妥当しない。

18 したがって，家庭内での使用を予定した装置の製造等につき，間接侵害規定  
19 の適用はありうると考える。

20 (2) にのみ型間接侵害の成否 - 101条4号

21 101条4号の「にのみ」とは，経済的，商業的ないし実用的な用途が他に  
22 想定されないことを意味するところ，B製品は，充電式の電池の充電(本件発  
23 明以外の方法)についても現に実的に使用され需要があると考えられるから，

【参考文献】

中山324頁以下

高林171頁以下

百選72事件

【参考文献】

中山325頁以下

高林167頁以下

百選72事件

1 Bの行為は、101条4号の要件(「にのみ」)を充足しない。

2 (3) 多機能型間接侵害の成否 - 101条5号

3 B製品は、本件発明に係る方法を実現する装置であり、本件発明の本質的部  
4 分を実現する手段と考えられるので、「発明による課題の解決に不可欠なもの」  
5 に該当する。また、B製品は、使い捨て電池も充電できるように設計されてい  
6 るから、かかる設計を行ったBは、B製品が本件発明の方法に使用されること  
7 を「知りながら」製造等を行っていたと考えられる。B製品が汎用品であると  
8 いった事情も存在しない。

9 以上から、Bの行為は、101条5号により特許権侵害とみなされる。

10 (4) 結論

11 よって、Aは、本件発明の特許権に基づいて国内仕様のB製品の製造等につ  
12 き差止請求(100条1項)をすることができる。

13 2 外国仕様のB製品の製造、販売及び輸出の差止請求の可否

14 外国仕様のB製品を製造、販売及び輸出する行為について、間接侵害規定の  
15 適用があるか問題となるが、上記個別説の立場からは否定される。

16 なぜなら、Aは外国で特許権を有していないが、その有無にかかわらず、外  
17 国でB製品を使用する行為には、日本の特許権の効力は及ばず(特許権の属地  
18 性)、外国仕様のB製品の製造、販売及び輸出を侵害とすると、結果的に外国に  
19 おける実施行為にまで日本国の特許権の効力を及ぼすことになりかねないから  
20 である。現に101条各号において、「輸出」は、間接侵害を構成する行為とし  
21 ては規定されていない。

22 よって、Aは、本件発明の特許権に基づいて外国仕様のB製品の製造等につ  
23 き差止請求をすることができない。

【参考文献】

高林167頁以下  
百選73事件  
中山326頁以下

なお、知財高判平23・6・  
23は、逆の考え方をとって  
いる。「当該特許発明を実施し  
ない使用方法自体が存在する場  
合であっても、当該特許発明  
を実施しない機能のみを使用  
し続けながら、当該特許発明  
を実施する機能は全く使用し  
ないという使用形態が、その  
物の経済的、商業的又は実用  
的な使用形態として認められ  
ない限り、その物を製造、販  
売等することによって侵害行  
為が誘発される蓋然性が極め  
て高いことには変わりはないと  
いうべきであるから……」

【参考文献】

中山325頁  
百選72事件  
高林171頁以下

1 第2 設問2について

2 1 まず、設問1と同じく102条5号の適用・差止請求の可否を検討する。

3 本件発明の特許権との関係では、B製品が102条5号所定の間接侵害に供  
4 された物品（間接侵害品）であり、C部品がその部材であるが、C部材も10  
5 2条5号「その方法の使用に用いる物」に該当するか問題となる。

6 「その方法の使用に用いる物」とは、方法の使用に直接用いられた物であり、  
7 間接侵害品の部材は含まれないというのが素直な条項解釈である。また、本問  
8 のような再間接侵害ともいべき事案にも101条各号を適用すると、間接侵  
9 害の範囲が際限なく不当に広がってしまう。

10 そのため、間接侵害品の部品は、「その方法の使用に用いる物」に該当しない  
11 と考える。よって、Aは、C部品の製造等の差止請求をすることはできない。

12 2 但し、Cには、共同不法行為（民法719条）の成立の余地がある。少なく  
13 ともAからの通知後の製造販売分は共同不法行為が成立すると考えられる。

14 よって、Aは、Cに対し、損害賠償請求をすることができる。

15 第3 設問3

16 1 Dは、事業目的で本件発明を実施しており、本件発明の特許権を侵害してい  
17 るといえそうであるが、その実施に用いた充電器は、Aから実施の許諾を得て  
18 製造されたB製品であるという事情がある。

19 この点、特許権者又は特許権者から実施許諾を得たものが特許製品を譲渡し  
20 た場合、特許権はその目的を達成したものとして消尽し、特許権者等は、当該  
21 特許製品について、もはや特許権を行使できない（消尽論）。かかる消尽論をB  
22 製品についても適用されるか検討する。

23 2 まず、本件のように方法の発明にかかる特許権にも消尽論の適用があるか問

【コメント】

参考答えは、一太郎事件知財  
高裁判決及び中山説と結論を  
同じとした。

答案としては、反対説・再間  
接侵害肯定説でもよい。その際  
の理由付けとしては、C部材  
がB製品の重要部材で、特許権  
保護の実効性の観点からは差  
止めを認めるべきであること、

文言上も使用に「直接」用い  
る物とはされていないこと、  
不可欠性の要件が際限なく広  
がることは防止できること等  
が考えられる。

【参考文献】

中山325頁  
百選72事件

1 題となる。

2 消尽理論は、商品の自由な流通を図り、取引の相手方に不測の損害が発生す  
3 ることを防止する必要があること（積極的根拠）、特許権者等に二重の利得を  
4 得る機会を与えるべきではないこと（消極的根拠）から政策的に特許権の効力  
5 を制限するものである。

6 この点、方法の発明そのものは、物を観念できず、その消尽もあり得ないが、  
7 方法の発明の間接侵害を構成するような物品であれば、商品の自由な流通の確  
8 保、二重の利得の機会の禁止という消尽理論の根拠が妥当する。

9 そこで、方法の発明の特許権であっても、特許権者等が間接侵害に該当する  
10 物品を譲渡した場合には消尽論の適用があり、この場合、特許権者等は、譲受  
11 人等がその物を用いて当該方法の発明に係る方法の使用をする行為に対し、特  
12 許権を行使することはできないと解する。

13 3 次に、Aは、事業者向けの充電器の製造等は許諾しておらず、Bは、B製品  
14 に「家庭内使用に限る」と明記している。かかる事情が、消尽理論の適用に影  
15 響するか検討する。

16 そもそも、このような家庭内使用に限るとの特約があっても、特許権者等に  
17 は、第一譲渡の際に対価を得る機会が与えられていることに変わりはない（消  
18 極的根拠が妥当）。また、消尽論は、上記1のとおり、消極・積極の政策的理  
19 由から特許権の効力を画するものであり、その物的な効力を権利者の意思で変  
20 更することはできないというべきである。

21 従って、Bが販売地域制限条項に違反していたとしても、消尽論の適用に影  
22 響はなく、AのGに対する請求は認められないと考える。

【コメント】

消尽論の問題とするのであ  
れば、積極・消極の根拠をきち  
んと明記すること。

消尽論ではなく、黙示の許諾  
の問題とする見解もあり得る。

【参考文献】

液体収納容器事件(知財高裁  
平成18年1月31日判決・判  
時1922号30頁)  
中山325頁

【コメント】

黙示の許諾論なら反対の結  
論となろう。

【参考文献】

中山372頁  
なお、国内消尽と合意による  
制限については、過去問平成2  
3年第1問。

以上